

(その1)

会計	繰越	検算	転記	○		①
②	③	④	⑤	○		⑥

収 支 報 告 書

令和2年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) しんほうゆうかい
新邦友会

2 主たる事務所の所在地 兵庫県尼崎市東難波町5-7-17 中央ビル1F

3 代表者の氏名 室井 邦彦

4 会計責任者の氏名 藤生 賢哉

事務担当者の氏名 藤生 賢哉

(電話) 03-6550-1122

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

政 党

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政治資金団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 参議院議員(現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 室井 邦彦

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 室井 邦彦

公職の種類 参議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで



102750

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				3	5	8	7	5	9	2	5
(前年からの繰越額)				3	3	8	7	5	9	2	5
(本年の収入額)					2	0	0	0	0	0	0
支 出 総 額					5	7	4	1	2	8	4
翌年への繰越額				3	0	1	3	4	6	4	1

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考				
(ア) 個人からの寄附											0
(うち特定寄附)											0
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0
(ウ) 政治団体からの寄附				2	0	0	0	0	0	0	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)				2	0	0	0	0	0	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)											0
イ 政党匿名寄附											0
合計 (ア + イ)				2	0	0	0	0	0	0	0

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		3.政治団体						
行番号	寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
		十億	百万	千	円					
1	日本維新の会 国会議員団		1	0	0	0	R2/7/31	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
2	日本維新の会 国会議員団		1	0	0	0	R2/12/10	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸	
この頁の小計			2	0	0	0				
その他の寄附										0
合計			2	0	0	0				0

(その13)
3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表									
項 目		金 額						備 考	
		十億	百万	千	円				
1	経常経費								
(1)	人件費		4	3	0	0	0	0	0
(2)	光熱水費								0
(3)	備品・消耗品費								0
(4)	事務所費			5	3	7	6	4	6
	小計		4	8	3	7	6	4	6
2	政治活動費								
(1)	組織活動費				7	8	4	9	8
(2)	選挙関係費								0
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費				8	8	0	0	0
	ア 機関紙誌の発行事業費								0
	イ 宣伝事業費				8	8	0	0	0
	ウ 政治資金パーティー開催事業費								0
	エ その他の事業費								0
(4)	調査研究費								0
(5)	寄附・交付金			7	3	7	1	4	0
(6)	その他の経費								0
	小計			9	0	3	6	3	8
	合計		5	7	4	1	2	8	4

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 4.事務所費					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
16	電話代			10	694	R2/4/27	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
17	電話代			10	697	R2/5/26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
18	電話代			10	694	R2/6/26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
19	電話代			10	694	R2/7/27	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
20	電話代			10	477	R2/8/26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
21	電話代			10	474	R2/9/28	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
22	電話代			10	694	R2/10/26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
23	電話代			10	474	R2/11/26	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
24	電話代			23	084	R2/11/30	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
25	電話代			10	474	R2/12/28	ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング	
26	電話代			22	864	R2/12/31	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1	
27	監査料			55	000	R2/2/21	東本武司税理士事務所	兵庫県尼崎市稲葉荘1-7-21	
	この頁の小計			19	632	0			
	その他の支出				8	800			
	合計			53	764	6			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1.組織活動費 (旅費交通費)							
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千	円							
1	乗車券代			2	7	5	4	0	R2/12/28	東日本旅客鉄道(株)	東京都渋谷区代々木2-2-2	
	この頁の小計			2	7	5	4	0				
	その他の支出			5	0	9	5	8				
	合 計			7	8	4	9	8				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分			8.寄附・交付金		(寄附金)	
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考	
		十	百	千	円					
1	寄附金			3	571	R2/1/6	室井邦彦後援会	兵庫県尼崎市東難波町5-7-17中央ビル1F		
2	寄附金			3	000	R2/1/16	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
3	寄附金			3	000	R2/2/3	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
4	寄附金			3	000	R2/3/2	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
5	寄附金			3	000	R2/4/3	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
6	寄附金			3	000	R2/5/7	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
7	寄附金			3	000	R2/6/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
8	寄附金			3	000	R2/7/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
9	寄附金			3	000	R2/8/3	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
10	寄附金			3	000	R2/9/2	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
11	寄附金			3	000	R2/10/1	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
12	寄附金			3	000	R2/11/2	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
13	寄附金			2	000	R2/11/26	21世紀政策研究会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1219号室		
14	寄附金			3	000	R2/12/3	兵庫維新の会	兵庫県神戸市中央区北長狭通4-7-1元町駅前ビル2F東号		
	この頁の小計			7	371					
	その他の支出				0					
	合 計			7	371					

(その17)

○ 資 産 等 の 状 況 ○

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年3月31日

政治団体の名称 新邦友会

会計責任者の氏名 藤生 賢哉

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

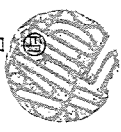
（オンライン提出）

新邦友会

代表 室井 邦彦 殿

登録政治資金監査人

東本武司



登録番号 第 3778 号

研修終了年月日 平成22年10月22日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、新邦友会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。(4) この政治資金監査は、新邦友会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

新邦友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、新邦友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上